

救急車考



山脇 晴子

消防審議会委員 (日本経済新聞社文化・事業局局長)

これまで幸いにも火事には縁がなかったが、救急車には何度かお世話になった。私自身が搬送されたのはつい1か月前のこと。乗っていたハイヤーが追突された時だった。たいした事故ではなかったのだが、頭をちょっと打っていたので(その後、モノ忘れのひどさは全て事故のせいにして)、大事を取って救急車中の人となったわけである。

それ以前の「何度か」の経験というのは、家に老人がいるせいである。75歳を過ぎた年寄りを3人も抱えていると、嫌でもいろいろなことが起きる。

救急車を呼ぶまでも無い、と思っても「もしや」と考え119番してしまう。こうして都合10回近くはお世話になったと思う。うち3回は重症だったため救急車のありがた味が身にしみた。

問題は残りの6,7回である。結果的には軽い症状で1日2日の入院か、その日のうちに帰ってきた程度である。もちろん病院での検査を受けなければわからなかったのだが、この6,7回については無駄に税金を使ってしまったのではないか、という後ろめたさが残っているのである。

いま、救急車の出場件数の増加が問題になっている。全てに我が家の例を当てはめるつもりはないが、世は高齢化社会である。相当に我が家的な使い方をされているのではないか。

私は119番する時には一応逡巡するが、近所の老人宅には「救急車はタクシー代わり」と豪語してはばからない御仁もいる。

ことは税金がからむ問題だ。そして一方に、重症、重篤な人もいる。出場件数の激増をすっぱり解決する道はないだろうが、一つの解決策はやはり「課金」であろう。「タクシー代わり」の不心得者はもちろん、ちょっとだけの疑い組も行動を制限できるだろう。いやいや、重篤組にしても、サービスを使ったことに対するほんの少しの代償を支払ってもバチは当たるまい。

そうしてもう1つ。これもよく議論されることではあるが、タクシー等に準救急車的な役割を任せることである。タクシーの需要は景気によって左右されるので、最近の好況下では救急タクシーなどやっている場合ではないかもしれない。だが、来るべき大震災等、必ず救急車が足りない場面が出てくることを考えると、代替救急車の設置は喫緊の課題だ。

つらつら考えてみるに、「タクシー代わり」の老人にとっての救急車は、社会との繋がり1つなのかもしれない。電話1本で駆けつけてくれる心強い味方。ご近所も子供たちも当てにできない今、救急車だけは裏切らないという寂しい境遇なのであろう。とすれば、タクシーなどとの新しい繋がりを模索するのも手なのではないだろうか。

さて、救急車で思い出したことがある。あの「救急指定病院」というもの、何とかならないものだろうか。もちろん全ての救急指定病院が悪いのではない。日頃の外来の患者はさっぱりだが、救急車到来で潤っているような病院のことである。

母が交通事故に遭って搬送されたところがそういった類の病院で、事故よりも治療で患部がひどくなったという経験があるのだ。後で聞けばひどく評判の悪い病院らしい。脳外科、脳神経科がある、というだけでそこへ搬送されてしまったのが運のツキ。ひどく後味の悪い思いをした。

これも課金システムがあったり、タクシーなどの委託システムがあったり(つまりちょっとした民営化?)すれば、改善されることなのかもしれないですね。

消防の動き



平成18年
6月号

No. 423

- 災害時要援護者の避難支援プラン策定モデル事業の実施について
- 平成17年度地域安心安全ステーション整備モデル事業実施団体における活動事例集の概要について
- 石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正等の概要（普通泡放水砲等関係）



災害時要援護者の避難支援プラン策定 モデル事業の実施について

防災課

消防庁では、災害時における高齢者や障害者等災害時要援護者の避難について、モデル地域を選定し、福祉部局と連携した情報共有や実践的な訓練の実施等、詳細な報告を受け、その報告を参考に避難支援プラン作成のノウハウを整理して、地方公共団体に提供する「災害時要援護者の避難支援プラン策定モデル事業」を実施しました。

この度、モデル事業を実施した10市町の協力を得て、避難支援プランを作成中の市町の実態を把握・整理し、手引きとして「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて」を取りまとめました。

この手引きを活用し、全国の市町村における避難支援プラン作成への取組みが一層推進されることを期待しています。

1 目的

平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況等を踏まえ、有識者・消防庁を含めた関係省庁で構成する「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」が平成16年10月に設置され、平成17年3月30日の中央防災会議において、その検討結果が報告されました。

同検討会の報告で示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」の三点を課題として挙げ、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）の策定等、早急な取組みを市町村に要請しています。

また、平成17年度においては、さらに、避難所における要援護者の支援のあり方や市町村と福祉サービス提供者や保健師、看護師等の関係機関等の連携のあり方について検討が進められ、平成18年3月28日に検討報告が取りまとめられるとともに、平成17年3月の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改訂されたところです。

消防庁では、避難支援プランを作成しようとしている市町の先進的事例等を把握・整理し、全国の市町村に提供することにより、避難支援プランの作成を一層推進することを目的としています。

2 モデル地域（10市町）

都道府県を通じモデル事業実施希望地域を募集し、以下の10市町で避難支援プラン策定までの取組みを報告していただきました。

北海道石狩市／秋田県秋田市／宮城県石巻市／宮城県気仙沼市／千葉県柏市／神奈川県二宮町／岡山県倉敷市／広島県呉市／愛媛県宇和島市／沖縄県宜野湾市

3 避難支援プラン作成のポイント

この手引き「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて」では、全国の市町村の参考となるよう、避難支援プラン作成のポイントごとに複数の具体的な事例を掲載しました。以下に事例の一部を紹介します。

（1）要援護者の特定

【宮城県気仙沼市】

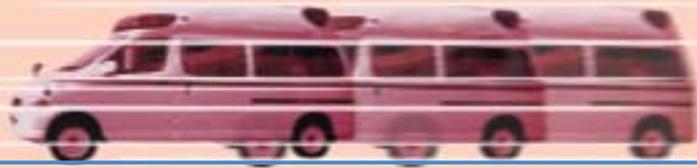
気仙沼市においては当初要援護者の対象を、「独居高齢者」「障害者」のみとし、年齢による制限と、障害の度合いによって基準を設けようと考えていましたが、部会長、福祉部局との検討の中で、独居ではなくとも高齢者のみの世帯であれば、災害時には様々な面で援護が必要とする方が潜在的に存在するということから、基本的に基準は設けず、希望制として取り組んでいます。

【宮城県石巻市】

石巻市においては、一般に災害時の要援護者と考えられる高齢者や障害者のうち、身体機能等を考慮し、対象者の範囲を原則として次のとおりとしています。

なお、家族と同居している高齢者であっても、昼間家族が就労等で不在となる時に支援が必要な高齢者は、対象者とする事ができるものとします。

- ① ひとり暮らし、高齢者のみの世帯で、寝たきり等により自力で避難することに支障が生ずるおそれのある在宅の高齢者
- ② 重度の障害により、自力で避難することに支障が生ずるおそれのある在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者



(2) 要援護者情報の把握

【広島県呉市】

呉市においては、防災部局が作成する「災害時要援護者支援台帳」のもととなるデータは、保健福祉部が把握している「介護認定情報」や「身体障害者情報」などをもとに作成されており、「呉市個人情報保護条例第10条第3項第4号」により、例外利用の決裁を得て使用しています。なお、収集した情報は当面、行政内部での使用にとどめておくものとされています。

呉市個人情報保護条例(抄)

第10条 市の機関は、第8条第1項の規定により登録された利用の目的の範囲を超えて当該登録に係る個人情報を利用（登録された2以上の個人情報の結合又は加工を含む。以下「例外利用」という。）するときは、あらかじめ当該個人から同意を得なければならない。

2 前項の規定は、市の機関が登録された個人情報の記録を当該市の機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）するときにこれを準用する。

3 市の機関は、前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人から同意を得る必要がないものとする。

- (1) 法令に特別の定めがあるとき。
- (2) 裁判所の命令によるとき。
- (3) 監査委員の行う監査のため必要とされるとき。
- (4) 当該個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。
- (5) 市民の福祉向上を図るため、特に必要があると市長が認めたとき。
- (6) 市の機関の職員の公務の執行のため、特に必要があると市長が認めたとき。

～略～

【愛媛県宇和島市】

宇和島市においては、まず弁天町三丁目をモデル地区として事業を実施したところ、訓練に際した情報の収集は、手上げ・同意方式により町内の約3分の2について把握することができました。この情報は自治会と防災部局が連携して、自治会長による戸別訪問を中心に把握しました。（その後、手上げ・同意方式を活用し、市内全域で調査を実施）

モデル地区の試みの中で実施した手上げ・同意方式において、要援護者情報を網羅的に収集することが困難だったことや収集を行った自治会長等の労苦を考慮し、規模が市内全体に拡大した場合、同意方式のみに

より情報を把握することは適当でないと判断しました。

そこで、個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときには、要援護者の情報を福祉部局から提供してもらい、防災部局及び地域自治会が利用することについて、個人情報保護審議会に諮問（平成17年12月1日）し、手上げ・同意方式で把握できない情報を把握できるように手当てしています。

(3) 情報伝達体制の整備

【秋田県秋田市】

秋田市においては、平時における要援護者情報の管理から災害時における関係機関・要援護者・支援者等に対する情報提供までを行う「災害時情報提供システム」の整備を構築しています。

目的

災害時情報提供システムの導入は、災害時に電子地図と住民情報を連動させて、被災地周辺の住民への情報提供を、電話、FAX、E-mailにて迅速かつ効率的に行うことが目的。

基本的考え方

・システムの基本的な考え方

「秋田市地域防災計画」における災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策にもとづく総合的かつ計画的な防災を支援し、誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの一助となるべき、最適のシステムを提供。

・統合型GISシステムとの連携に関する基本的な考え方

計画中の統合型GISシステムと将来的に連携できるようなシステムの構築。

(4) 避難支援者の決定

【千葉県柏市】

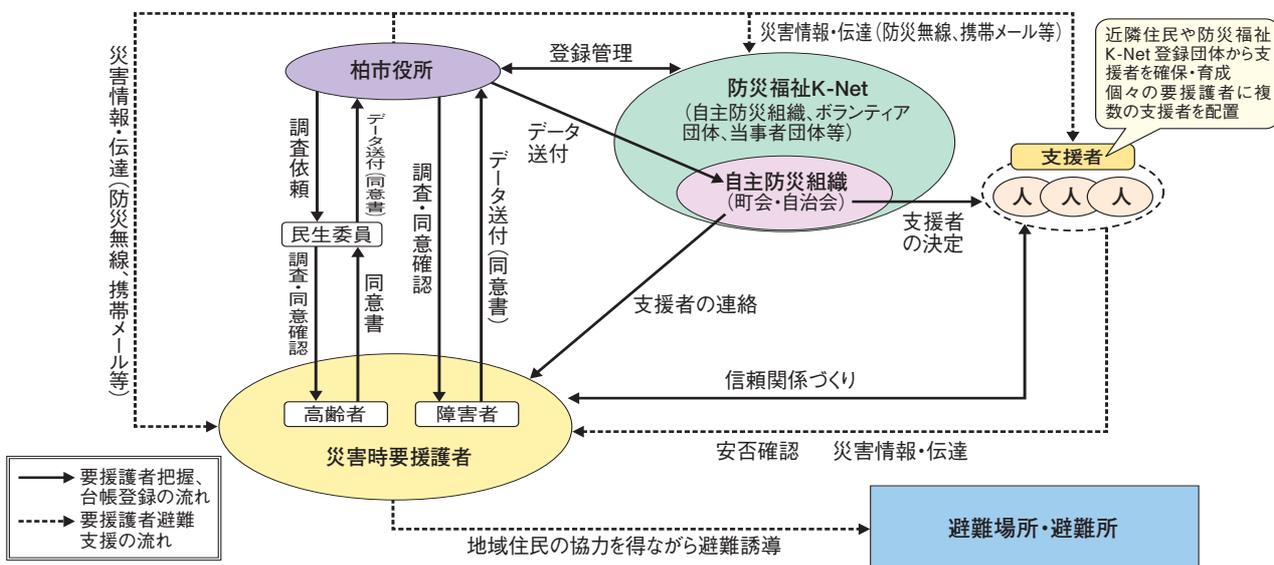
柏市においては、避難支援者の決定を、要援護者としての登録時に、自主防災組織が核となり決定していくことを予定しています。

避難支援者を決定する際、避難支援者数にもよりますが、「防災福祉K-Net」に登録した支援団体（者）からも避難支援者として選択できるような仕組みを考えています。なお、外国人については、支援団体として語学ボランティアも考えていますが、外国人への防災意識の啓発と防災教育の普及に主眼を置いています。

あらかじめ、一般的に要援護者とはどのような方なのかを避難支援者に周知し、市民へ広報し災害時の対応への理解を促します。このような災害時に避難支援者側の立



要援護者の事前把握と避難支援にかかるフローチャート（千葉県柏市）



場に加え、要援護者の立場から、どのような災害対応をすればよいのか、自らできることから実行することを働きかけるとともに、準備の手助けを行っています。具体的には、ハンドブックや広報誌等で周知することで災害時における要援護者の自立の支援を促し、避難支援者の労務軽減を図っています。

このような、障害者を含めた地域への防災意識の普及はマンション等同意形式の困難なところへの防災意識の啓発にもつながっており、マンション住民によるマンション単位の自主防災組織化にも成功しています。（自主防災組織を通して、要援護者情報を把握）

【神奈川県二宮町】

二宮町では、避難支援者について、まず、要援護者自身に支援者を指名してもらうことを想定しており、指名できない場合については、自主防災組織の側で平素から募集しておき、応募のあった支援者を、災害時に各要援護者に振り分けていく方法を想定しています。

また、地域住民の高齢化の進行により、支援者の不足が想定されることから、中学生を避難支援者として活用することを検討しています。

平成17年度は地元の中学校2年生の生徒全員が普通救命講習を受講して、修了証を取得し、一部の中学生は地区の自主防災組織に参加しています。

(5) 要援護者支援に係る訓練

【岡山県倉敷市】

倉敷市においては、要援護者の特性に応じた情報伝達・誘導パターンを作成しています。

視覚障害者について

- ・白杖を持たない方の手で支援者のひじの上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにする。
- ・路上に障害物がある場合、たとえば、段のある所では、段の手前で立ち止って、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。
- ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにする。

また、避難支援訓練を実施した際、アイマスクを使用して「要援護者」となった訓練参加者は、避難支援の必要性を改めて実感した模様でした。



倉敷市で行われた避難支援訓練の様子



平成17年度地域安心安全ステーション整備モデル事業実施団体における活動事例集の概要について

防災課

消防庁では、地域コミュニティの住民パワーを活かし、地域の安心・安全を構築するため、自主防災組織等を核に地域の様々な団体が広域に連携し、防災・防犯活動を行う「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を平成16年度より実施しています。

平成16年度に15団体、平成17年度に100団体をモデル事業実施団体に選定し、防災・防犯活動を行っていただいております。実施団体からの活動報告をもとに活動内容などについて分析するとともに参考となる活動を行っている10団体について「活動事例集」として取りまとめました（平成18年度は103団体を選定）。活動事例集の概要は以下のとおりです。

《活動事例集の概要》

1. 事業の概要

(1) 目的

地域安心安全ステーション整備モデル事業は、身近な生活空間における安心・安全の確立が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、地域コミュニティの住民パワーを活かし、地域の安心・安全を構築するために、自主防災組織を核に防災・防犯等に幅広く対応する地域の拠点を設置し、ネットワークの構築に取り組むことにより地域防災力の向上を図るもの。

(2) 地域防災力(自主防災組織)の課題とは

地域防災力を担う自主防災組織の活動において以下のような課題が挙げられている。

- 会議や訓練の準備活動に使う活動拠点の不足
- 高齢化や昼間の活動要員の不足
- 活動に対する住民の意識不足
- リーダーの不足
- 活動のマナー化 など

(3) 課題の克服に向けて

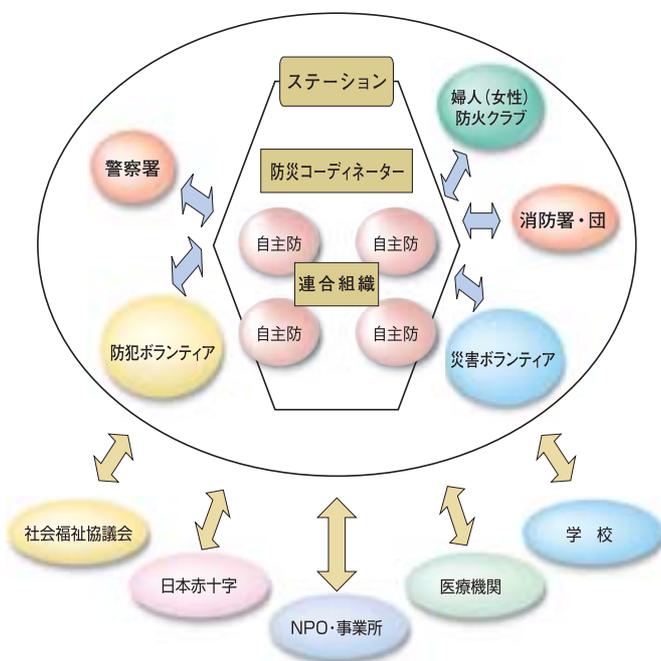
自主防災組織の多くが課題を抱えており、その要因の一つとして小規模であることが挙げられることから、近隣の自主防災組織相互の連絡を密にし、小学校区などの広域的な単位で連携(ネットワーク化)することが必要となっている。

また、大規模災害時においては、地域コミュニティが持つあらゆる力が必要になることから、自主防災組織だけが連携するのではなく、消防団をはじめとする地域の様々な関係団体と連携を図る必要がある。

地域安心安全ステーションでは、近隣の自主防災組織が連携し、また防災活動と防犯活動の連携を基本としたネットワークを構築することにより、「地域を守る」という目的に向かって一体となり、地域防災力を向上することとしている。

<モデルケース>

以上のことを踏まえ、地域安心安全ステーション整備モデル事業では、以下のように複数の自主防災組織を中心に組織された団体を核に地域の関係団体と幅広い連携(ネットワーク化)を構築するモデルケースを示している。



2. 事業実施による成果など

事業の成果として、地域内での連携が密になることによる「コミュニティの強化」といった内容の報告が多く、防災や防犯などの地域の安心・安全の確保という目的に地域ぐるみで取り組む環境が出来てきたということがいえる。

前述した自主防災組織の課題に対して成果があるとして事例集で紹介した例としては

・高齢化や昼間の活動要員の不足の面

小中学校やPTAと連携し登下校時のパトロールなどに取り組むことにより、これまでは防犯活動のみに参加していた小中学校に通う子供をもつ世代が、地域の安心安全活動の一環として防災訓練にも参加するようになった事例

・活動のマナー化の面

地域の学校で行われている運動会の競技種目に防災の要素を盛り込んだ事例や地域のイベントで簡単な防災訓練を実施したり、防災講話を盛り込むなどといった事例などの工夫がみられる

などがある。



活動事例集では、こうした具体的な活動事例や活動団体の連携状況などについて10団体を選定し紹介しているので他の団体における活動の参考とすることができる。

《活動事例集で紹介している10団体の概要》

(1) 澄川地区連合会(北海道札幌市南区)

ステーション：すみかわ地区センター

～循環型自主防災組織の確立を目指す地区連合会～

澄川地区は人口の流動化が進んでいる一方、高齢化・核家族化が進み地域の連帯感が希薄化している傾向にある。このため、澄川地区連合会では常にフレキシブルな組織体制を維持できるように、中学生などの防災訓練への参加などを通じ「循環型の自主防災組織」をテーマに人材の育成に取り組んでいる。

(2) 東白石地区まちづくり実践会(北海道札幌市白石区)

ステーション：東白石会館

～先駆的な防災・防犯活動を目指すまちづくり実践会～

東白石地区まちづくり実践会は、話し合いと相互協力の精神で活動を進めることを目指している。特に、建設関連会社やスーパー、清掃業者などと幅広い連携を行っており、連携先との工夫を凝らした活動の実施を目指している。

活動拠点は、まちづくりセンターの機能を有していることから地域の様々な情報の拠点でもあり、ステーションにおける活動の啓発に役立っている。

(3) 三川地区安心ネットワーク(静岡県袋井市)

ステーション：三川公民館

～多種多様な防災・防犯活動を実施する自治会連合会～

三川地区安心ネットワークは、構成する各自治会との連携を密にし、年130回の防災・防犯活動を通じ地域住民の防災・防犯に関する意識を高めることにより工夫を凝らした多種多様な防災・防犯活動を実施している。

(4) 柏野安心安全まちづくり推進協議会(京都府京都市)

ステーション：柏野福祉会館

～ワークショップによって構築された地域の防災力～

柏野安心安全まちづくり推進協議会は、ステーションを核として毎月1回の会議や2か月に1回実施するワークショップを行い、防災面・防犯面での問題点や課題について意見交換し、活動方法や各構成団体の役割分担を決めている。

(5) 若葉台南六丁目防災会(鳥取県鳥取市)

ステーション：若葉台地区公民館

～レクリエーションを活用した防災・防犯の取り組み～

若葉台南六丁目防災会は、防災・防犯活動とともに「きもだめし」など多彩なレクリエーションを企画するほか、実施している活動内容をホームページでの紹介などを通じ、防災活動への理解と協力を求めるなど、多くの地域住民が参加できる環境づくりを行っている。

(6) 警固屋地区自治連合会(広島県呉市)

ステーション：警固屋公民館

～中学校との連携を進めている自主防災連合会～

警固屋地区自治連合会は、地域住民とも連携するとともに、中学校との連携を進め、学校行事と連携するなど若い力を活用して事業に取り組んでいる。また、地元企業とも協定を締結し、相互に応援協力の体制を図りながら活動を進めている。

地元企業と隣接した施設を活動拠点としており、協力体制の確立が容易となっている。

(7) 栄B地区自主防災会(広島県大竹市)

ステーション：栄B地区自治会クラブ(集会所)

～避難所運営や避難活動を積極的に行う自主防災会～

栄B地区自主防災会は、防災コーディネーターが中心となり地域住民を巻き込んだ活動を実施し、また、広域で連携することにより、避難所運営や避難活動などについても積極的に活動を実施している。

(8) 彦島自治連合会(山口県下関市)

ステーション：彦島公民館

～広域的な活動により多くの団体と連携を行っている自治連合会～

彦島自治連合会は、広域で地元企業を始め様々な団体と連携しており、毎年数回の会議を開催し、構築したネットワークを活かした防災訓練を行うなど効果的な活動を実施している。

(9) 拝東自主防災会(徳島県美馬市)

ステーション：拝東公会堂

～社会福祉協議会と連携した自主防災会～

拝東自主防災会は、社会福祉協議会の働きかけが設立のきっかけとなったこともあり、災害時要援護者対策に積極的に取り組んでおり、その後も、様々な関係団体と連携を進め、広域的に防災・防犯活動に取り組んでいる。

いきいきサロンの会合場所として定着していた施設を活動拠点とすることにより、常にステーションに多くの住民がおり、活動への参加促進につながっている。

(10) 里浦町自主防災会連合会(徳島県鳴門市)

ステーション：里浦公民館

～大学と連携して活動を行っている自主防災会連合会～

里浦町自主防災会連合会は、多くの関係団体との連携を進めているが、特に地元の大学と連携することにより地域の防災危険箇所などの防災調査活動などを実施している。また、防災訓練の模様をDVD等に録画し参加していない住民にみてもらうなど工夫した活動を実施している。

なお、本活動事例集は消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載しています。



石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正等の概要（普通泡放水砲等関係）

特殊災害室

■改正の経緯

「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」において、「I-S型泡放射砲について、複数の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車と代替できるよう、所要の措置を講じる」とされました。

これを受け、特定事業所の自衛防災組織が保有する3点セットのうち、2セット目以降の大型高所放水車について、普通泡放水砲の代替を可能とすること等を内容とする「石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第79号。以下「改正令」という。）」及び「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成18年総務省令第46号。以下「改正省令」という。）」が平成18年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。その改正の概要は、以下のとおりです。

本稿では、これらの政令及び省令による制度改正の概要について解説します。

■概要

1 自衛防災組織に関すること

1 防災要員に関する事項

自衛防災組織に3（1）の普通泡放水砲を備え付ける場合には、普通泡放水砲1基につき1人の防災要員を置かなければならないこととしたこと。（改正令による改正後

の石油コンビナート等災害防止法施行令（以下「令」という。）第7条第1項第10号関係）

2 可搬式放水銃等に関する事項

自衛防災組織に3（1）の普通泡放水砲を備え付ける場合には、普通泡放水砲1基につき、耐熱服1着及び空気呼吸器又は酸素呼吸器1個を備え付けなければならないこととしたこと。（令第15条及び改正省令による改正後の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「省令」という。）第21条関係）

3 普通泡放水砲による代替措置に関する事項

（1）普通泡放水砲の要件

（省令第20条の2第1項関係）

- ① 泡を放射する筒先の基部における圧力が0.7メガパスカルの場合において毎分4,000リットル以上放水できること
- ② 消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させる能力を有すること
- ③ 容易に移動させることができること
- ④ 泡を放射する筒先は、方向及び角度を操作できること
- ⑤ 筒先及びその周囲の部分輻射熱から保護する措置が講じられていること

（2）特定事業所の要件

（省令第20条の2第2項関係）

- ① 必要な量の水を供給することができる消防車用屋外給水施設が設置されていること



- ② 当該特定事業所にあるすべての屋外貯蔵タンク（直径が50m以上の屋外貯蔵タンク及び直径34m以上の浮きぶた付き屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（消防法別表第1に掲げる第3石油類又は第4石油類を貯蔵するものは50m以上）に、普通泡放水砲から建築物等に遮蔽されることなく泡水溶液を放水することができ、かつ、消火の機能を有効に発揮する泡を当該タンク内に到達させることができること

- ③ 特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置、通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、普通泡放水砲を使用して支障なく消火活動ができること

(3) 普通泡放水砲による代替措置

（令第16条第3項及び省令第20条の2第3項関係）

(2)の要件に該当する特定事業所の自衛防災組織に、令第8条第1項の規定により2台以上の大型高所放水車を備え付けなければならない場合に、大型高所放水車（令第16条第2項の規定による大型化学高所放水車を含む。）及び(1)の普通泡放水砲を備え付けているとき（令第13条第1項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならない場合には、大型高所放水車及び大容量泡放水砲以外の普通泡放水砲を備え付けているときは、令第8条第1項の規定の適用については、普通泡放水砲（令第13条第1項の規定による大容量泡放水砲を除く。）1基につき令第8条第1項の規定により備え付けるべき大型高所放水車のうち1台を備え付けているものとみなすものとしたこと。

ただし、普通泡放水砲1基につき必要な量の泡消火薬剤等を備え付けなければならないこととしたこと。

2 共同防災組織に関すること

共同防災組織の防災資機材等及び防災要員に係る基準について、構成事業所のすべてが1の3(2)の要件に該

当する場合には、1の3(3)に準じ普通泡放水砲による代替措置を行うことができることとしたこと。この場合にあっては、1の1の防災要員を置くこと及び1の2の可搬式放水銃等を備え付けなければならないこととしたこと。
（令第20条第1項第5号関係）

3 その他

- 1 罰則に関する経過措置を規定したこと。
- 2 その他所要の改正を行ったこと。

関係機関及び関係事業者におかれましては、改正の趣旨を理解し、その運用に十分配慮され、石油コンビナート等特別防災区域の防災体制に万全を期すようお願いいたします。

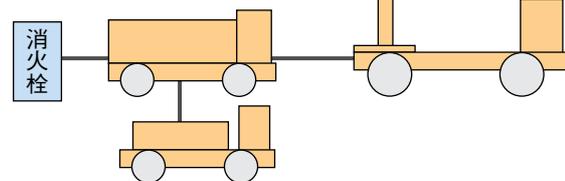
3点セット及び普通泡放水砲の構成例

<3点セット構成>

●大型化学消防車

泡薬剤タンク：1,800リットル
混合装置付き、ポンプ有り
放射性能：0.85MPa-3,100lpm

●大型高所放水車
放射性能：
1.0MPa-3,000lpm



●泡原液搬送車

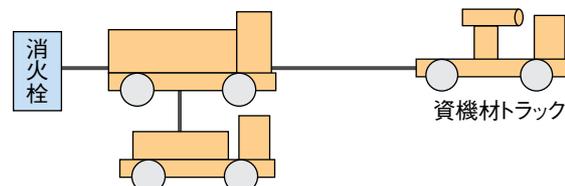
泡薬剤タンク：4,000リットル

<普通泡放水砲の構成>

●大型化学消防車(例)

泡薬剤タンク：1,800リットル
混合装置付き、ポンプ有り
放射性能：4,000lpm以上送水できる能力

●普通泡放水砲
放射性能：
0.7MPa-4,000lpm



●泡原液搬送車

泡薬剤タンク：4,000リットル

次世代震度情報ネットワークのあり方検討会最終報告書の概要

防災課

阪神・淡路大震災以降、地方公共団体が設置した全国2,800箇所に上る震度計と震度情報ネットワークは、国・地方公共団体の適切な初動対応並びに地域住民、企業等の防災対応に資する情報提供の実施などに有効に活用されてきたところです。

しかしながら、整備から10年程度が経過し、機器の老朽化による不具合の発生が報告されています。また、平成16年10月23日の新潟県中越地震では回線の輻輳により震度情報伝送が遅れたばかりではなく、停電や回線の途絶により震度情報が伝送されない状況が発生しました。さらに、平成17年7月23日の千葉県北西部を震源とする地震では、震度データの処理に時間を要し震度情報の伝送が遅れるなど、現行の震度情報ネットワークにおける様々な問題も指摘されています。

こうしたことから、消防庁では、平成16年9月以降、8回にわたり「次世代震度情報ネットワークのあり方検討会(座長：翠川三郎 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授)」を開催し、近年の地震学の知見や通信環境の著しい進化を踏まえ、今後整備・更新される震度計と震度情報ネットワークに求められる機能、震度計の適正配置、データの有効活用など防災、観測及び研究それぞれの要請に応えられる次世代の震度情報ネットワークのあり方に関する検討を行い、最終報告書を取りまとめました。

報告書の概要

1 次世代震度情報ネットワークの整備方針

次世代の震度情報ネットワークの整備においては、整

備当初の目的である「地方公共団体の適切な初動対応」とともに、「地域住民、企業等の防災対応」に資するようなものであるべきです。そのためには、防災対応の最小単位ごとでの確実な震度観測、観測された震度データの都道府県単位での迅速な取りまとめ及び広域対応を行う国の機関への迅速、確実な伝達、報道関係機関を介しての住民等への公表が必要となります。また、将来の地震防災研究に資するためのデータ収集を目的として、地震波形データ等の保存・収集についても配慮することが望まれます。

〈必須条件〉

- ①防災対応の最小単位ごとにおける初動対応に資する震度情報の確実な取得
- ②広域応援体制の迅速な確立のための都道府県単位での迅速・確実な取りまとめ
- ③国をはじめとする防災関係機関への迅速・確実な伝達
- ④報道機関を介しての住民・企業等へのきめ細かな情報伝達

〈望まれる条件〉

- ①地震防災研究に資するための地震波形データ等の確実な保存

2 計測震度計に望まれる機能

次世代の震度情報ネットワークにおける計測震度計の最低限満たすべき仕様を定めました(表1参照)。

また、財団法人防災科学技術研究所の新型K-NET

表1 計測震度計の仕様

仕様レベル	新型K-NETレベル	次世代の最低限レベル	現行レベル
価格(定価ベース)	200~250万円	150万円	
センサー形式	サーボ型加速度計	サーボ型加速度計	サーボ型加速度計
測定成分	水平2、鉛直1	水平2、鉛直1	水平2、鉛直1
サンプリング周波数	100Hz(200Hz可)	100Hz	100Hz
測定範囲	±4,000gal	±3,000gal	±2,000gal
分解能	24bit	24bit	24bit
実効分解能	22bit	20bit	18~20bit
算出データ	震度階級、計測震度、最大加速度・最大速度(3成分ごと)、S1値、最大加速度を含む正10秒間の卓越周波数、地震検出時刻、応答スペクトル	震度階級、計測震度、最大加速度・最大速度(3成分ごと)、最大加速度の周期(3成分ごと)、S1値、最大加速度を含む正10秒間の卓越周波数、地震検出時刻	震度階級、計測震度、最大加速度・最大速度(3成分ごと)、S1値、最大加速度を含む正10秒間の卓越周波数、地震検出時刻
時刻同期	GPS	GPS	GPS、NTPサーバー ラジオ時報
波形データ形式	WIN32準拠	WIN32準拠	特に指定なし
波形データ収録容量	512MB(最大2GB)	256MB	2~16MB
外部出力	シリアル接続(RS232C) イーサネット接続	シリアル接続(RS232C) イーサネット接続	シリアル接続(RS232C)

強震計の仕様については、最新の技術が取り込まれていることから、可能な限り、新型K-N-E-T強震計と同レベルの仕様とすることが望まれます。

さらに、計測震度計の電源管理についても配慮し、震度データの未送信や地震波形データの消失等を防止することが望まれます。

3 望ましい通信・ネットワークの性能

衛星系回線と地上系回線のそれぞれについて、有用な通信手段を提示しました(表2・3参照)。

地上系回線においては、「絶対に確実」という通信手段が存在しないのが現状ですが、それぞれの通信手段の特徴と地域の実情を踏まえた通信手段の確保が望まれます。

○停電対策・電源確保の確実化方針

地震発生等に起因する停電時に、確実に震度データを収集するため、ネットワーク関連機器における停電対策、電源確保を確実にを行うための方針を以下のとおり定めました。

- 震度計設置庁舎及びネットワーク関連機器が設置されている庁舎においては、非常用電源設備を必ず整備すること。
- 震度情報ネットワークに係る全ての設備・機器において、停電時における電源確保を確実なものとする。サーバやルータといった機器だけでなく、庁舎の交換機設備を介したネットワークとなっている場合には、交換機の電源についても確実に確保すること。
- 非常用電源設備の定期的な保守・点検、操作確認等を行い、その稼働を確実に担保すること。

表2 震度データ伝送に使用されている防災行政無線衛星系回線種類の例

種類	内容
個別通信	ネットワーク内の二地球局間において、音声、ファクシミリまたはデータの通信を行うもの。データ伝送の際には、その都度ダイヤルアップを行うため、データ伝送に時間を要する。また、収集拠点における回線受け口数が少ない場合には、輻輳が生じる可能性がある。
パケット型データ伝送	各都道府県内通信専用固定割り付けされる回線によりパケット型データの伝送を行うもの。パケット通信では、1観測点あたり3～4秒で震度データの伝送が完了する。
一斉指令(上り回線)	一斉指令回線とは、個別通信回線とは別に各都道府県及び消防庁に固定割り付けされる回線を利用して音声、ファクシミリまたはデータ伝送による一斉指令を行うもの。一斉指令の「上り回線」は、一斉同報ファクシミリ等を送信した時の確認信号があがる程度であるので、この「上り回線」の空き帯域を利用して、震度データを伝送している。各震度観測点と収集拠点は常時接続状態となるため、震度データ伝送はほぼ瞬時に完了する。

○ネットワーク回線の常時接続化

地震発生後の迅速な初動対応及び広域応援体制の確立のためには、各震度観測点から都道府県庁へ集約された震度データを、地震発生から約3分以内に、確実に、気象庁へ伝達する必要があります。そのためには、ネットワーク回線の常時接続化を実現すること、震度データ形式を気象庁フォーマットに統一し、都道府県サーバでのデータ変換作業を経ずに気象庁へ伝送することが望まれます。

○伝達経路の多重化

回線の途絶や輻輳による通信障害を可能な限り回避するため、伝達経路の多重化を提案し、多重化にあたっての方針を以下のとおり定めました。

衛星系と地上系による多重化を実現することが望ましい

- 大規模地震時における震度データ伝送の確実性を高めるためには、衛星系回線と地上系回線による多重化を行うことが望ましい。ただし、整備にあたっての考え方、整備順等の判断は各都道府県において行うものとする。
- 多重化の実現は、衛星通信設備の更新や庁舎間ネットワークの整備のタイミング等を踏まえできるだけ速やかに実施することが望ましい。
- 多重化後の震度データの伝達は、衛星系・地上系の両方から同時伝送することが望ましい。

4 震度計の適正配置に関する基本方針

市町村合併の進展をはじめとする社会状況の変化、現行の震度情報ネットワークの課題及び次世代の震度情報ネットワークの果たすべき役割を踏まえ、震度計の適正配置に関する基本方針を以下のとおり定めました。

- 震度観測点は、初動対応を実施する行政単位ごとに、少なくとも1箇所以上必要である。(基本的には、市区町村ごとに1箇所以上が必要)
※整備の目的から勘案して、一定の距離間隔(〇km間隔)といった機械的な配置は適切ではないと考える。
- 市町村合併後、現行の震度観測点はできる限り維持されることが望ましい。なお、観測点を廃止等する場合には、市区町村と地域住民間のコンセンサスづくりが必要である。
- 山間部、島嶼部等、地震発生により孤立する可能性を有する地区等の地理的条件及び市街地の広がりや人口の集積状況等の社会的事情についても配慮した配置とすることが望ましい。
- 同一地域内に分岐可能な気象庁及びK-N-E-T観測点が存在する市区町村においては、これらの機関によって取得された震度情報も活用することが望ましい。

5 計測震度計の設置環境指針

震度情報ネットワークにおいて、震度を適切に観測するとともに、観測された震度が地域を代表するものとなりえるためには、計測震度計が適切な設置環境の下に設置されている必要があります。気象庁が震度計の設置環境について示したパンフレット「正確な震度観測を行うために」（平成17年8月）に従って、計測震度計を設置することが望まれます。

6 地震波形データの保存と活用方策

○地震波形データの保存・蓄積

大きな揺れを観測した地点における地震波形データは、地盤の振動特性の解明や破壊過程の把握、建築物の倒壊等の研究により、地震災害の軽減を図っていく上で貴重な観測データであり、保存された地震波形データが、大学や研究機関等でも利活用され、その成果が地域に還元されることが、地域の防災力向上に大きく貢献することになります。

次世代の震度情報ネットワークでは、最低限、地震波形データが消失せずに保存・蓄積される仕組みが必要です。

○地震波形データの活用方策

次世代の震度情報ネットワークで取得された地震波形データの有効な利活用を図るために、地震波形データ利用主体となりうる国や大学等の研究機関が中心となり、震度情報ネットワークの設置・運用主体である地方公共団体と連携して取り組むことが望まれます。

現在、気象庁が、震度5強以上の地震が発生した場合に、震度5弱以上の観測点における地震波形データを収集し、気象庁を通じて研究者等へ配布している枠組みは、

より効率的な地震波形データ収集の仕組みが確立されるまでは、次世代の震度情報ネットワークにおいても最低限、維持される必要があります。

○データフォーマットの標準化

地震波形データを効率的に利活用するためには、データフォーマットを標準化する必要性があります。現在、国や大学等の研究機関間では、地震波形データを主にWINフォーマットまたはWIN32フォーマットでやりとりしており、次世代の震度情報ネットワークではWIN32フォーマットを標準フォーマットとして統一することが望まれます。

7 次世代震度情報ネットワークへの更新

各都道府県が、国をはじめとする防災関係機関及び地方公共団体の初動対応並びに地域住民、企業等の防災対応に資する情報を提供するために整備・更新する震度情報ネットワークシステムに対しては、国と地方公共団体の応分の負担が必要であり、国における地方財政措置の拡充等の検討を行うべきであるとされました。

今後の予定

各都道府県における震度情報ネットワークの整備・更新並びに運用にあたっては、本報告書の趣旨を踏まえ、迅速かつ確実な震度情報の伝達等に努め、地震防災対策が一層強化されることが望まれます。消防庁においても、今後整備・更新される震度情報ネットワークに係る地方財政措置の拡充等の検討を行うなど、地方公共団体の取組みが推進されるよう支援していきます。

表3 通信手段の性能比較

	一般公衆回線 (ダイヤルアップ接続)	ISDN (ダイヤルアップ接続)	地域閉鎖型 IP-VPN	インターネット VPN	専用線
セキュリティ	○ 閉域網であるため、外部から不正アクセスが不可能。	○ 閉域網であるため、外部から不正アクセスが不可能。	○ 閉域網であるため、外部から不正アクセスが不可能。	△ オープンネットワークへ接続するため、外部から不正アクセスの可能性あり。	○ 閉域網であるため、外部から不正アクセスが不可能。
速度 (スループット)	× ～56kbps	△ 64k～128kbps	○ 最大100Mbps	○ 最大100Mbps	○ 64k～10Gbps
常時接続 ／定額制	× 常時接続を行うと、多大な通信費用が発生。定額プランも無い。	× 常時接続を行うと、多大な通信費用が発生。定額プランも無い。	○ 常時接続を前提としたサービス形態・料金プランとなっている。	○ 常時接続を前提としたサービス形態・料金プランとなっている。	○ 常時接続を前提としたサービス形態・料金プランとなっている。
輻輳への強さ	× 地震の際には公衆回線網が輻輳するため、接続できない可能性がある。	× 地震の際には、公衆回線網が輻輳するため、接続できない可能性がある。	○ 常時接続の形態なので、データの送受信が不可能になるケースまでは至らない。	○ 常時接続の形態なので、データの送受信が不可能になるケースまでは至らない。	◎ 常時接続でかつ帯域が保証されているので、輻輳は生じ得ない。
回線の停電対策 の充実度	○ NTT局給電により停電対応。アナログモデム利用時は別途電源が必要。	× ルータ等通信機器に電源が必要。	× ルータ等通信機器に電源が必要。	× ルータ等通信機器に電源が必要。	× ルータ等通信機器に電源が必要。
回線の断線対応	○ 基幹経路の複線化、ループ化がなされていて、自動的に迂回する。	○ 基幹経路の複線化、ループ化がなされていて、自動的に迂回する。	○ 基幹経路の複線化、ループ化がなされていて、自動的に迂回する。	○ 基幹経路の複線化、ループ化がなされていて、自動的に迂回する。	△ どこか1箇所が切断されると自動的に迂回しないことがある。

地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究報告書(平成17年度)概要

応急対策室

1 地域防災力の強化に向けて

平成17年は、3月に福岡市で震度6弱、7月に東京都足立区で震度5強、8月には、宮城県川崎町で震度6弱を記録するなど大規模な地震が発生するとともに、12月から翌1月にかけては、北陸地方や東北地方において、記録的な大雪や大寒波による災害が発生し、各地で大きな被害をもたらしました。

さらに海外では、8月にアメリカのルイジアナ・ミシシッピ両州を襲った大型ハリケーン「カトリーナ」、10月にはパキスタン・イスラム共和国でM7.6の地震などの、大規模な災害が発生しています。

このような中、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの発生も懸念されている現況において、地震や台風などの大規模災害に際し、被害を最小限に軽減するため、迅速かつ的確に対応するためには、実戦的で実効性のある図上型訓練の実施を通じて、地域防災計画や応急対策要領の再点検を行うとともに、市町村長としてのリーダーシップの発揮、住民と行政の信頼関係の確立等により、地域における災害への対応能力を強化しておくことが不可欠です。

2 実戦的な図上型訓練の取組みと市町村長の役割

近年、市町村においても、図上シミュレーション訓練や災害図上訓練D I Gなどの図上型訓練を、地震防災訓練に取り入れている例が増えてきてはいるものの、まだまだ実技、実働訓練に比重が置かれたものが多く、災害時の危機管理能力の向上、習得を意図した図上型訓練の実施は一部に限られています。特に、市町村長は災害時に一刻を争う意思決定を迫られるなど、そのリーダーシップの重要性がクローズアップされており、市町村トップによる迅速かつ的確な意思決定能力の向上のためにも、実戦的な図上型訓練の実施の推進が求められています。

3 調査研究の目的

消防庁では、平成16年度の調査研究結果を踏まえ、平成17年度は、人口10万人未満の市町村における実戦的・効果的な図上訓練の実施を促進するため、長野県箕輪町及び和歌山県那智勝浦町の2町において、地震による土砂災害・津波災害等を想定した地震防災訓練(図上型訓練)の実施要領の企画から被害想定、シナリオ作成、訓練を町・県の担当者とともに行うことを通じて、図上型防災訓練の実施にかかる標準モデルを作成し、全国市町村に示すこととしました。また、その活用にあたっての問題点・課題を明らかにすることを目的として、学識経験者、防災関係機関及び地方公共団体の職員等で構成する「図上型防災訓練マニュアル研究会(座長：吉井博明東京経済大学教授)」において検討してきました。

4 研究会報告書の概要

これまでの検討にもとづき、

- ① 図上型防災訓練の手法の選択(目的と方法、訓練対象者)
- ② 市町村等防災機関を対象とした図上訓練のあり方(状況予測型訓練、図上シミュレーション訓練)
- ③ 地域住民と防災機関が連携した図上訓練のあり方(ワークショップによる住民の意識啓発、災害図上訓練D I G)
- ④ 図上型防災訓練の推進体制の確立・整備
- ⑤ 図上型防災訓練マニュアル活用上の留意点等(市町村等防災機関を対象とする図上訓練、地域住民と防災機関が連携した図上訓練)

を紹介し、市町村が図上型防災訓練や災害D I G訓練をスムーズに実施するための解説書として取りまとめ、全国の都道府県、市町村に配付しました。



箕輪町での図上訓練



那智勝浦町 町長の模擬記者会見



住民によるDIG訓練



町における総務班の訓練

表1 図上型防災訓練の習得目標
(訓練実施の目的の例示)

- ①災害のイメージを形成する
- ②災害時の情報収集の仕方、収集された情報の整理・分析方法、他機関への情報伝達・共有化、誤報の確認等
- ③情報にもとづく迅速かつ適切な意思決定（適切な判断、対応、対策の実施）
- ④適切な体制の構築・役割の決定（対応する中での修正）防災計画や対応マニュアルを超えた体制・連携づくり
- ⑤防災計画・マニュアル、地図・資料等の有効な活用方法の習得

表2 図上型防災訓練による検討項目(例示)

区分	検討項目	A町	B村
地震の発生場所や地域性による対応	都市直下の地震(大都市、中小規模都市が被災)	○	—
	農山村での地震(農村や山間部が被災)	○	○
	海溝型の地震(地震動や津波の被害が発生)	○	—
	孤立地区対応地震(特定の地区へのアクセスが不可能)	○ (津波)	○ (土砂)
発災時の条件による対応	平日昼間発災(勤務時間中の発災)	時間外	時間内
	夜間・休日発災(自宅や外出中、出勤・帰宅途中の発災)	休日早朝に設定	平日に設定
	季節(春・夏・秋・冬の発災)	冬	冬
応急対策別の対応	天候	晴れ	晴れ
	災害対策本部運営(情報収集・伝達・分析・確認、参集、本部機能が損なわれた時の対応など)	○	○
	避難誘導(消火活動を含む)	○	○
	救出活動	○	○
	医療救護活動	○	○
	緊急輸送	○	○
	避難所運営		
	災害弱者支援	○	○
	ボランティア対応		
	広報・マスコミ対応		○
	滞留者(帰宅困難者・観光客)対応	○ (観光客)	
孤立地区への対応		○	
その他			

携帯電話・IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システムについて

防災情報室

消防庁では、携帯電話・IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システム等を検討するため、「IPネットワークを用いた119番通報の在り方に関する研究懇談会」(委員長 加納貞彦 早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授)を開催し、平成18年3月に報告書として検討結果を取りまとめました。

平成19年4月からの位置情報通知システムの開始を勘案の上、消防機関において、この報告書に沿ってシステムの導入に取り組んでいただくようお願いします。

【システムの概要】

I IP電話等からの緊急通報に係るネットワーク構成

下図のように音声通話システムと位置情報通知共通システムは別ルートで構成される。

II IP電話等からの緊急通報に係る音声通話システム

1 管轄する消防機関の指令台等への接続

IP電話等事業者は、IP電話等からの119番通報を、その区域を管轄する消防機関へ直接に接続する。(代表消防本部による受信方式はとらない。)

2 消防機関の指令台等への接続回線

NTT東西の公衆電話交換網(PSTN)を利用することとし、NTT東西の固定電話からの119番通報における接続回線である緊急通報用ISDNに重畳することができる。

これに伴い必要となるダイヤルインに係る費用は、当面、IP電話等事業者が負担する。

(重畳では対応できない場合には、回線を別に整備することとし、これに伴い必要となる回線費用は、当面、IP電話等事業者が負担する。)

3 回線保留・逆信又はその代替機能

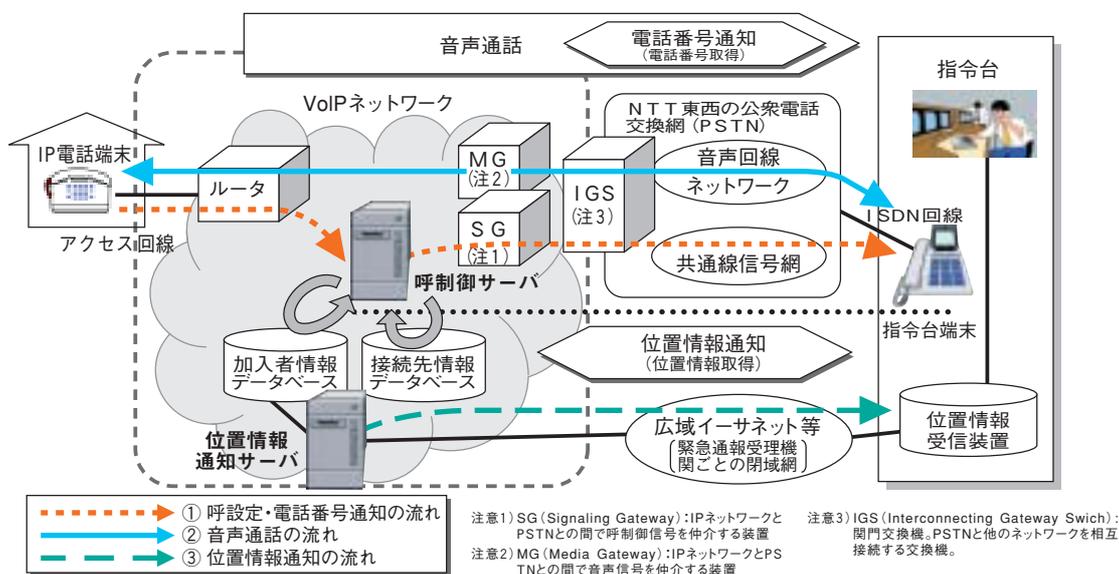
IP電話等からの119番通報における回線保留・逆信については、IP位置情報通知共通システムの構築に際しては、代替機能により実現する。

III IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知共通システム

1 発信位置情報の送信

(1) 接続回線

接続回線の種類はIP-VPNとし、冗長性を確保するために、基本的に2回線で構成する。回線速度は、消防機関については64Kbpsを基本としつつそ



れ以上の回線速度を選択することも可能とし、IP電話等事業者については適切な回線速度を選択する。

(2) 通信プロトコル

ネットワーク層のプロトコルについてはIP、トランスポート層のプロトコルについてはTCPとし、通信プロトコルについてはHTTPを用いることとする。

(3) 送信フォーマット等

IP位置情報通知共通システムにおけるIP電話等事業者から消防機関への位置情報の送信フォーマット等をXML文法により記述し、携帯位置情報通知システムにおける発信位置情報の送信のフォーマット等と同様なものとする。

(4) 発信位置情報の内容

①通報者電話番号、②住所(住所コード、住所、番地・号、肩書)及び③氏名(フリガナ、漢字氏名)とする。

2 発信位置情報の受信・表示

指令台の新規更新・改修により発信位置情報を受信する方式とすることを可能とする。

また、指令台を前提とせず、比較的安価な簡易型端末を用いて発信位置情報を受信する方式も可能とする。

3 携帯電話・IP電話等の位置情報通知システム

IP位置情報通知共通システムと携帯位置情報通

知システムについては、以下のように接続回線及び位置情報受信装置を共通化して構築することとした。

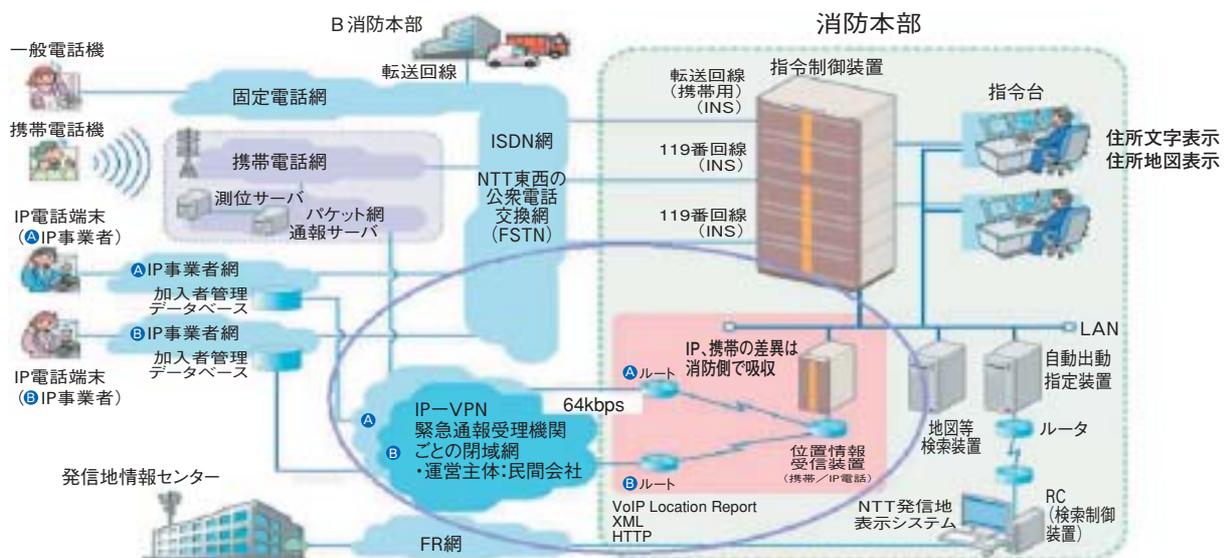
システムの詳細を定めた「IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知共通システム技術的条件書」及び「携帯電話からの緊急通報に係る位置情報通知システム技術的条件書」の平成18年3月版を作成し、各消防本部に配付している。

4 費用負担のあり方

携帯電話の場合と同様にIP電話等事業者側の費用についてはIP電話等事業者が負担し、消防機関側の費用については消防機関が負担することとし、消防機関側からIP電話等事業者側に対する位置情報通知等の費用負担は発生しないこととする。

5 移行スケジュール

消防機関における準備期間等との関係を総合的に勘案し、IP電話等事業者は、IP位置情報通知共通システムが開始される平成19年4月1日から3年後の平成22年3月末までは現行の事業者ごとの位置情報通知システムでの運用を行うこととし、原則として、平成22年4月以降に現システムでの運用を終了することができることとするが、消防機関においてIP位置情報通知共通システムの導入に係る計画が明確化している場合には、平成24年3月までの運用延長を行うものとする。



救助技術の高度化等検討会報告書の作成 ～救助資機材の性能規定化について～

参事官

1 検討会の概要等

(1) 目的

救助資機材については、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」等において規定されており、一部の資機材については、「油圧」、「エンジン」等のようにその仕様が明示されているものもあります。今後仕様規定ではなく資機材の性能を規定する性能規定化が必要になっていくと考えられることから、本検討会において、救助資機材の性能規定化について検討することを目的としました。

(2) 検討事項

- ・救助資機材の性能について
- ・救助資機材の性能規定化の有効性について
- ・性能規定化の手法について
- ・性能区分、別表区分のあり方について
- ・救助資機材の見直しについて
- ・その他必要な性能調査

(3) 委員等

<検討会>

蓼沼 朗寿 財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長
 榊谷 徹 社団法人日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員長
 関根 和喜 横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター長
 天野 久徳 独立行政法人消防研究所 消防機械研究グループ長
 松井 英樹 札幌市消防局 警防部長
 荻野 秀夫 東京消防庁 警防部参事兼警防課長
 長尾 一郎 京都市消防局 安全救急部担当部長
 吉原 伸二 北九州市消防局 警防部長
 上関 克也 総務省消防庁 国民保護・防災部参事官

<検討作業部会>

長尾 一郎 京都市消防局 安全救急部担当部長
 赤尾 隆 社団法人日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員
 山田 智 社団法人日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員
 伊藤 宏 社団法人日本ポンプ協会 救助装備技術部会技術委員
 宮坂 征夫 財団法人日本消防設備安全センター 技術部長
 関根 和喜 横浜国立大学 安心・安全の科学研究教育センター長
 天野 久徳 独立行政法人消防研究所 消防機械研究グループ長
 松野 晃 札幌市消防局 警防部消防救助課救助係長
 山田 哲夫 東京消防庁 警防部救助課救助係長
 石塚 敏久 東京消防庁 装備部管理課装備計画係長
 富安 謙吾 北九州市消防局 警防部救急救助課救助係長
 中地 弘幸 総務省消防庁 国民保護・防災部参事官補佐

(4) 開催年月日

<検討会>

第1回 平成17年12月6日 第2回 平成18年3月22日

<検討作業部会>

第1回 平成17年12月6日 第2回 平成18年1月27日
 第3回 平成18年2月27日

2 救助資機材に係る法令について

(1) 救助隊の法的な位置付け

消防機関が救助活動を行う根拠は、消防組織法第1条「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。」とされ、この「災害による被害の軽減」の一形態として救助活動が相当するとされています。また、消防法第1条にも同様の規定が置かれています。

消防機関への救助活動要請が増大したことにより、救助隊については法的に位置付けを明らかにしておくことが必要であるとの趣旨から、昭和61年消防法の一部が改正され、消防法第36条の2において、「市町村は、人口その他の条件を考慮して総務省令で定める基準に従い、この法律の規定による人命の救助を行うため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする。」とされました。

また、消防法の一部改正を受けて、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（以下「省令」という。）と「救助活動の基準」（以下「告示」という。）が定められました。

(2) 救助資機材に係る省令、告示、通知

救助資機材とその分類については省令第2条及び第3条の規定により配置される救助隊と省令第4条の規定により配置される救助隊（特別救助隊）とに区別して定められています。

また、告示及び施行通知においては、各資機材について必要な個数と一部については性能が示されています。

3 性能規定化について

(1) 政府の動き

政府の基本方針である「規制改革推進3か年計画（再

改定) (平成15年3月28日閣議決定)、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」において、「基準・規格は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コスト上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。」と言及され、仕様規定による基準や規格については、新たな技術の導入を阻害する可能性があり、原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行うこととされています。

(2) 救助資機材の性能規定化

救助資機材の基準は昭和61年に定められて以来、平成14年に米国同時多発テロを受けてテロ対応器具を追加した以外大きな見直しはなされていませんが、一部にはほとんど使用されない救助資機材もあります。また、現行制度では省令別表において、品名で基準としているため企業の資機材開発意欲を阻害している可能性もあります。そこで、①技術革新や救助技術の変化に対し、救助資機材の基準を柔軟に対応させる。②救助資機材の必要とする性能を検討し、救助隊の運営を効率化する。ことを目的に救助資機材の性能規定化について検討を行うこととしました。

4 各救助資機材の検討

(1) 検討する範囲について

平成18年4月改正前の現行省令別表第1に掲げる63品目と別表第2に掲げる24品目の計87品目。

(2) 性能規定化の検討方法について

本検討は本来、救助資機材の性能規定化について検討するものであるが、各資機材について性能を検討していく中で、性能規定化により、分類が整理できるもの、品名が統合できるもの、また、必要性が低く、使用頻度も少ないため削除を検討するものがあることが分かりました。そこで、省令別表に掲げられている救助器具の見直しについても検討することとしました。

検討作業は以下の点に視点を置き各救助器具について行いました。

- ・性能規定化の有効性の検討
- ・性能規定の設定
- ・救助器具の見直し(品名の変更、削除、統合等)
- ・分類の整理
- ・別表の割り振りの再検討

(3) 検討作業結果

「現行の救助器具」について検討し、その結果を「見直し後の救助器具(案)」として表にまとめ、併せて見直しの経過を追記しました。

検討作業結果(抜粋)

現行の救助器具

分類	別表	現行の品名	性能等	個数
一般救助用器具	1	空気式救助マット		1



- ・品名は空気式という仕様を削り、性能を上げた。
- ・現在使用されているもので建物3階以上からの飛び降りを想定し、性能を最低基準として7m以上とした。

見直し後の救助器具(案)

分類	別表	品名	性能等	個数
一般救助用器具	1	高所用救助マット	7m以上の高所から飛び降り可能なもの。	1

5 今後の検討事項等について

(1) 現行の救助器具について(改正前省令に基づくもの)

ア 従前から性能規定されているもの。

今後も救助活動に対応した性能となるよう随時検討を行い、見直ししていく必要がある。

(ア) 現行の規格、鑑定、評定対象となっているもの。

現行の規格、鑑定、評定制度においても救助活動に対応した性能となるよう不断の見直しを求めていく。

(イ) 現行の規格、鑑定、評定対象となっていないもの。

各救助器具が性能を満足していることを検証するため第三者機関により検証できる対象として取扱っていくことが望ましい。

イ 新たに性能規定すべきとされたもの。

各救助器具が性能を満足していることを検証するため第三者機関により鑑定、評定等の制度を創設していくことが望ましい。

(2) 新規の救助器具について

(新たに省令別表に記載予定だったもの)

ア 補助金対象の救助器具

高度資機材(画像探索機Ⅰ型、画像探査機Ⅱ型、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、高度探査装置、二酸化炭素探査装置、水中探査装置)についても検討を行ったが、いずれも求められる性能は複雑かつ高度なため、今後詳細な検討が必要である。

イ 今後導入される救助器具

現在導入が予定されている地震警報器や大型ブローア、ウォーターカッター、検知・探査型ロボットについても随時性能について検討する必要がある。

(3) 今後の方針について

各救助器具について性能規定化された時点で随時、告示改正等を行い、性能規定を明示していくことが求められます。

機能別団員「大学生防災サポーター」について(松山市)

防災課

1 はじめに

消防団は、「自らの地域は自らが守る」という郷土愛護の精神にもとづく地域住民を中心とした組織であり、地域防災の要として大きな役割を担っています。特に、常備消防の力のみで対応することが難しい大規模災害では、地域密着性、要員動員力、即時対応力を活かした消防団活動は必要不可欠であり、これまでの風水害における水防活動や震災時の消火・救助活動を見ても欠くことのできない組織です。

また、近年、全国各地での地震、風水害などの大規模自然災害の相次ぐ発生や、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が叫ばれており、地域の消防団が行う防災活動への期待は益々高まりつつあります。

しかし、社会環境の変化に伴い、消防団員数の減少や高齢化等の様々な課題に直面しており、このような中、住民の安心・安全を確保するためには消防団体制の維持と更なる充実が不可欠であり、「消防団員の確保」は地域の防災力を高めるうえで重要な課題となっています。

そこで、消防庁では、「消防団員の確保」に向けて、平成17年1月の「消防団の活動環境の整備に関する調査検討会」における検討結果を受け、「機能別団員」(特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する団員)及び「機能別分団」(特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団)の制度を導入し、推進してまいりました。

今回は、全国に先駆けて大学生による機能別団員を採用した松山市消防団の、「大学生防災サポーター」について紹介します。

2 松山市消防団の経緯と課題

松山市消防団は、明治14年に松山市出火消防組織として発足し、数度の組織変更を経て、昭和22年から松山市消防団となっています。当時の団員定数は843人でしたが、周辺市町村との合併や機構改革等を行いながら組織の拡充を図り、近年では、平成14年に団員定数を1,342人から1,400人に増員し女性団員を採用するなど、消防団員の確保に取り組みました。また、平成17年1月1日の2市(旧松山市と旧北条市)1町(旧中島町)の合併では、旧北条市及び旧中島町の定数901人を削減せず合併し、定数2,301人と定数維持を図りましたが、定数と実員数の乖離は約100人ありました。団員の平均年齢も次第に高齢化が進み、平成元年には40.8歳でしたが、平成15年には43.7歳となり同年の全国平均の37.2歳に比べると6.5歳も上回り、さらに、被雇用者団員の割合が45%を超えるなど、昼間に

おける活動人員の空洞化も大きな課題となりました。このため、平成16年度から松山市消防局の重点事業として、「消防団員の確保」を位置付け、積極的にその推進を図ってきました。

3 機能別団員「大学生防災サポーター」採用の経緯

「大学生防災サポーター」を採用するきっかけは、平成17年度当初の消防団長及び副団長(総務部長・警防部長)の三役協議で、「消防団員の確保」に向けての話し合いが行われ、「災害時に最前線で活動する



上級救命講習受講の様子

基本団員と役割を別にし、主に被災地における避難所の管理・運営を任務とする消防団員」を採用する検討が始まりました。その後、消防団長を中心とする消防団活性化推進委員会や若手団員で構成する活性化幹事会を開催し、役割や活動を具現化する過程において、平成17年1月の消防庁通知「消防団員の活動環境の整備について」等を参考にするとともに、消防団の将来にも好影響を与えるであろうという強い期待を含め、市内4つの4年制大学の学生に協力を求めることとしました。

実際の勧誘については、消防局職員の中から4大学のOB職員によるプロジェクトチームを編成し、募集ポスターを作成しました。このポスターを各大学のキャンパス、交通機関の各駅、商店街など市内各所に掲示するとともに、クラブサークルや大学職員等に協力依頼の訪問をするなど、あくまでも大学生の自己意識による参加としました。



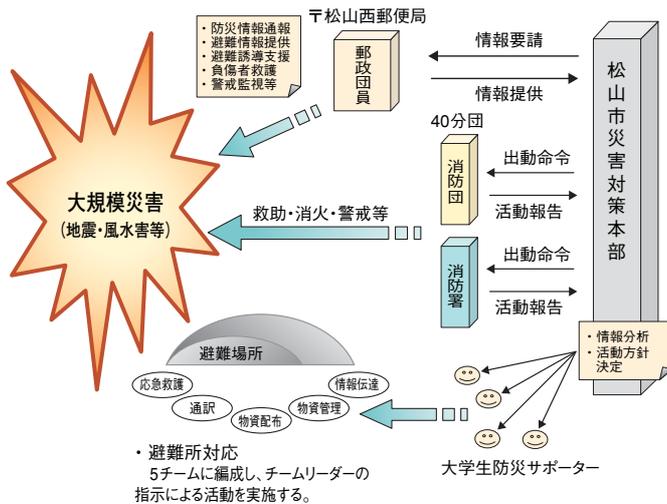
募集ポスター

4 「大学生防災サポーター」の役割

「大学生防災サポーター」の役割については、活動体系図のとおり、次の5チームを編成して活動を行います。

- ① 避難所において避難状況等を災害対策本部へ情報連絡する「情報伝達チーム」
- ② 備蓄物資又は、救援物資等を管理する「物資管理チーム」
- ③ 備蓄物資又は、救援物資等を配布する「物資配布チーム」
- ④ 外国人への多言語通訳を行う「通訳チーム」
- ⑤ 負傷者等へ応急手当を行う「応急救護チーム」

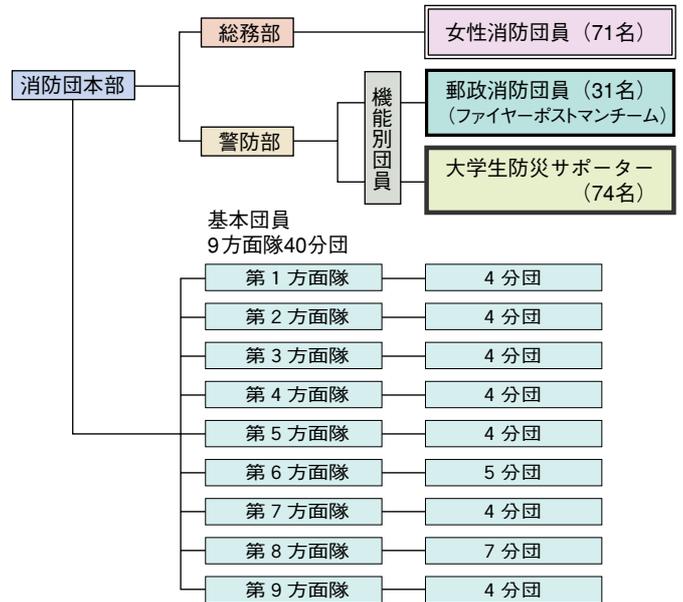
大規模災害活動体系図



松山市消防団組織表

※データは平成18年4月1日現在

1団1本部9方面隊40分団 (定数2,301名)



5 大学生を採用することとした理由

近年、消防団は、団員の高齢化が進み、最も確保すべき30歳未満の消防団員数が減少傾向にあります。このような状況の中、消火・救助活動を行う基本団員 (全ての活動に参加する団員) が一人でも多く災害現場で活動してもらうために、避難所での対応を主な任務とした機能別団員を採用することにし、大学生にはその若さと行動力、そして専攻学科の知識などにも期待しました。

また、大学生がボランティア活動として、地域防災の重要な役割の担い手である消防団に参加することは、地域貢献においても意義深く、活動を通じて防災に対する興味や関心を持つことにより、将来の地域防災の担い手となることや消防団の基本団員として活躍することも期待したためです。

6 「大学生防災サポーター」の処遇等

「大学生防災サポーター」は、地域の基本団員と異なり従来なかった大学生を単位とした団員ですので、「無理なく活動できる範囲」について協議・調整を行い、大規模災害時に限定した対応を役割とする機能別団員としたもので、名称、所属、階級や報酬等について下記のとおり一定の配慮を行っています。

- ① 名称：機能別団員であることを判りやすくするため、通称「大学生防災サポーター」としました。
- ② 所属：地域の分団と区別するため消防団本部に所属し活動します。
- ③ 階級：全員を団員に固定し、各チームにリーダーを配置しています。



活動服



ワッペン

- ④ 被服：専用の活動服 (写真参照) を作成し、アポロキャップを貸与しています。
- ⑤ 年額報酬：必要により支給するものとしています。
- ⑥ 出動報酬：基本団員と同額を支給します。
- ⑦ 退職報償金：基本団員と同様に支給します。
- ⑧ 公務災害補償：基本団員と同様に対象とします。

7 むすびに

消防団は、地震や風水害等の大規模な自然災害で、地域住民に対する避難誘導や救助活動を行い、地域防災の中心的、牽引的な役割を果たす地域防災コーディネーターとしての役割を担っているとともに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)の施行に伴い、武力攻撃事態又は緊急対処事態が発生した場合に、消防団は新たに地域住民の避難誘導等を行う役割も担うこととなりました。このように消防団の存在は益々重要性を増しています。しかし、年々消防団員数は減少し、「団員の確保」が喫緊の課題となっており、基本団員を確保することが大前提ですが、現在の社会情勢を鑑みますと容易に解消できない部分もあります。そこで不足している消防団活動の一翼を担うために機能別団員は有効であり、また、自分自身の特性を活かした専門的な活動は消防団活動の資質の向上にもつながります。

今後の少子・高齢化時代の到来に対し、消防団が地域防災の中核的存在として充実強化を図っていくためには、消防団活動の重要性を地域住民に積極的にPRして理解してもらうとともに、消防団の活動環境をより充実させ、活性化を図っていくことが重要であり、それがひいては地域住民の安心・安全につながっていくことになります。

平成18年度総合防災訓練大綱

応急対策室

本年4月21日に開催された中央防災会議において、「平成18年度総合防災訓練大綱」が決定されました。

大綱では、これまでの防災訓練の成果を踏まえ、引き続き実践的な防災訓練を実施する必要があるとの観点から、

- ① 訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検する。
- ② 政府災害対策本部と各省庁が連動した実践的訓練を実施する。
- ③ 訓練の結果を評価し、実践的な応急対策の要領や災害ごとのアクションプラン等の整備に反映する。

という訓練サイクルを毎年繰り返すことにより、政府組織全体として、防災組織体制の機能を確認し、実効性を検証することとしています。

政府では、大綱にもとづき、平成18年度は9月1日の「防災の日」に内閣総理大臣をはじめ全閣僚が参加して、新たに策定した首都直下地震応急対策活動要領にもとづき、災害発生時の首都中枢機能の継続性確保等地震災害応急対策体制の確保を図る訓練を実施するとともに、現地訓練として八都府県合同防災訓練と連携し、広域的な地震災害応急対策訓練を実施することとしています。この訓練は、首都直下地震を想定し、消防、警察、海上保安庁及び自衛隊等による大規模な広域災害応急対策訓練として実施するものです。

また、併せて同日に東海地震を想定した静岡県総合防災訓練と連携して地震防災応急対策・地震災害応急対策訓練を実施、10月には近畿府県合同防災訓練と連携して直下型地震を想定した訓練を行うほか、7月には東南海・南海地震による津波を想定し国土交通省が計画を作成、四国の関係地方公共団体等と連携して、徳島県内の沿岸において、地震津波防災応急対策訓練及び現地訓練を実施します。

このほか、水害対処訓練として、台風等により大河川堤防が破堤、大規模な浸水被害が発生したことを想定した図上訓練を官邸危機管理センターを中心に関係省庁が連携して実施することとし、10月下旬には原子力発電所の事故を想定して、文部科学省及び経済産業省が共同で計画を作成し、内閣総理大臣をはじめ関係閣僚が参加して原子力防災訓練を実施するなど多種多様な災害を想定して各種の訓練を実施することとしています。

平成18年度総合防災訓練大綱の骨子

1 防災訓練の目的

- ・ 防災組織体制の機能確認、実効性の検証
- ・ 国民の防災意識の高揚と知識の向上
- ・ 防災担当者の研鑽・啓発

2 防災訓練実施に当たっての基本方針

- ・ 実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価
- ・ 国の積極的訓練支援等
- ・ 災害被害を軽減する国民運動に寄与する防災訓練の工夫・充実
- ・ 年度を通じた計画的訓練の推進

3 政府における総合防災訓練等

- ・ 地震を想定した総合防災訓練
 - ➔ 「防災の日」政府本部運営訓練
首都直下地震を想定し、内閣総理大臣、全閣僚が参加して行う政府本部運営訓練として
政府本部運営訓練 情報収集・伝達に関する訓練
 - ➔ 政府総合図上訓練
東海地震を想定し、政府本部事務局の業務遂行能力の向上及び関係地方公共団体との連携についての検証を行う訓練として
突発的に発生した場合の政府初動対応訓練 現地本部業務開始直後の調整・連携訓練
 - ➔ 現地訓練として
八都府県合同防災訓練と連携した訓練
広域災害応急対策訓練 広域医療搬送訓練
政府調査団の派遣
静岡県総合防災訓練と連携した訓練
地震防災応急対策・地震災害応急対策訓練
政府調査団の派遣
近畿府県合同防災訓練
地震災害応急対策訓練 政府調査団の派遣
 - ➔ 津波防災総合訓練
- ・ 水害対処訓練
- ・ 原子力災害を想定した訓練
- ・ その他各種災害を想定した訓練

4 地方公共団体等における防災訓練等

- ・ 地域の実情に応じた訓練
- ・ 住民が防災を考える機会の提供
- ・ 地域住民等の連携による自主的な防災訓練の普及推進
- ・ 防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進
- ・ ボランティア団体等との可能な連携
- ・ 災害時要援護者の避難支援訓練

平成18年度「危険物安全週間」の推進

～危険物安全週間推進標語、推進ポスター、危険物事故防止対策論文～

危険物保安室

消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で危険物関係事業所に対して保安確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物に対する理解を深めていただくよう啓発活動を展開しています。

平成18年度は、6月4日(日)から6月10日(土)を危険物安全週間とし、一般から募集した推進標語、各界で活躍される著名人をモデルとした推進ポスター及び危険物事故防止対策論文等を活用することにより、広く浸透を図ることとしています。

●平成18年度危険物安全週間推進標語

(応募数1万1,704作品)

「自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ」

●平成18年度危険物安全週間推進ポスター

モデル 佐藤 琢磨さん (F1レーサー)

●平成18年度(第5回)危険物事故防止対策論文

(応募数25編)

消防庁長官賞(1編)

受賞者 市原市消防局 天野 正次

論文名 「危険物施設における泡消火設備の不奏功を防ぐための方策について」

危険物保安技術協会理事長賞(2編)

受賞者 京都市消防局 重藤 保

論文名 「特殊炭素繊維によるセルフスタンドの出火防止対策について」

受賞者 株式会社ナードケミカルズ 末永 明子

論文名 「産業事故防止について」

奨励賞(4編)

受賞者 白島石油備蓄株式会社 平川 仁士

論文名 「我が社における事故・災害時対応技術」

受賞者 名古屋市消防局 柴田 靖史

論文名 「廃棄物固形化燃料の自然発火性について」

受賞者 京都市消防局 仁木 進

論文名 「3×3(3掛ける3)のチェック法」

受賞者 住友金属工業株式会社 阪本 博信

論文名 「製鋼所の危険物事故防止対策」

(敬称略)



平成18年度危険物安全週間推進ポスター

消防研究センターの一般公開

消防研究センター

例年、4月の第3週をめどに科学技術週間が定められ、「科学技術について広く一般の方々に理解と関心を深めていただき日本の科学技術の振興を図ること」を目的として全国的に各種催物が企画されています。これにともない、多くの旧国立研究機関では、地域住民の皆様を始め広く一般の皆様に研究施設を見学していただくために、一般公開（オープンキャンパス）が実施されてきました。4月1日に独立行政法人消防研究所から消防庁消防大学校に統合された消防研究センターにおいても、4月21日（金）に一般公開を実施いたしました。組織の統廃合による事前の準備不足から来訪者が減少するのでは？との心配もありましたが、当日は天候にも恵まれ、防災関連企業や機関といった関係者以外にも、地域住民の皆様を含む100余名（昨年比6割増）の一般の方々の来訪を含めて550名ほどの来訪者を迎えることができ、本来の目的に近づき一般公開を行えたことは主催者側として喜ばしい事でありました。

また、今年度の一般公開には、科学技術週間普及状況視察の目的で科学技術政策担当の松田岩夫国務大臣が来訪されました。松田国務大臣は、情報通信技術（IT）担当も兼務されており、最先端の科学技術に接する機会も多く、今回の視察においても各展示コーナーの説明者に熱意ある質問をされておりました。国の研究施策において安心・安全に関わる研究の重要性がますます高くなってきている中、最先端の技術を安心・安全社会の実現にいかに関与していくかという視点で、消防防災研究の拠点となる消防研究センターを十分にご理解いただけたのではないかと考えております。

今年度の一般公開の大きな特徴としては、東京消防庁

技術安全所（旧消防科学研究所）及び横浜市安全管理局（旧横浜市消防局）の研究開発展示コーナーを設けた点が挙げられます。また、研究施設の一般公開は平成15年度以降、独立行政法人消防研究所と日本消防検定協会との共催で実施しておりましたが、今年度からは財団法人消防科学総合センターも加わることとなりました。このほか、消防庁への統合に伴い、消防庁において実施している「消防防災科学技術開発推進制度」の成果も新たに展示し、消防の科学技術を支援するといった消防施策の新たな一面を来訪者にご理解していただく機会を設けました。独立行政法人消防研究所廃止法案の審議の際、国会において付帯決議されたように、消防研究センターはその機能の充実・強化とともに、地方消防本部の研究機関との連携がますます必要とされています。今年度の一般公開において、こうした動きを意識し反映したつもりではございますが、一般公開に限らず、消防研究センターの活動について今後とも関心を持っていただき、ご指導いただきたいと思います。



横浜市消防局と独立行政法人消防研究所で共同開発した二流体混合噴霧消火システムを自ら操作される科学技術政策担当の松田岩夫国務大臣

平成18年度緊急消防援助隊登録状況について

応急対策室

緊急消防援助隊の部隊は、消防組織法の規定にもとづき、消防庁長官が登録することとしています。平成16年4月の法制化以来、平成20年度までの登録目標部隊数を概ね3,000隊として整備を進めていきましたが、その後公表された東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、平成18年2月に総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更し、消火・救急・救助部隊を中心に、平成20年度までに4,000隊規模に増強し、大規模災害等への対応力を一層強化することとしました（別表1参照）。

変更後の計画にもとづく、平成18年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録を行った結果、全国776消防本部から3,397隊（重複登録を除く）の登録となり、昨年（2,963隊）より434隊（約15%）の増加となりました。

これにより、全国の消防本部の約95%から、主要部隊約1万4,000隊のうち、約24%の部隊が緊急消防援助隊に登録されており、人員規模としては、約3万9,000人の体制となっています（別表2、別表3参照）。

今後も緊急消防援助隊の充実強化を計画的に進め、より的確かつ迅速な出動及び活動を行える体制の確立に努

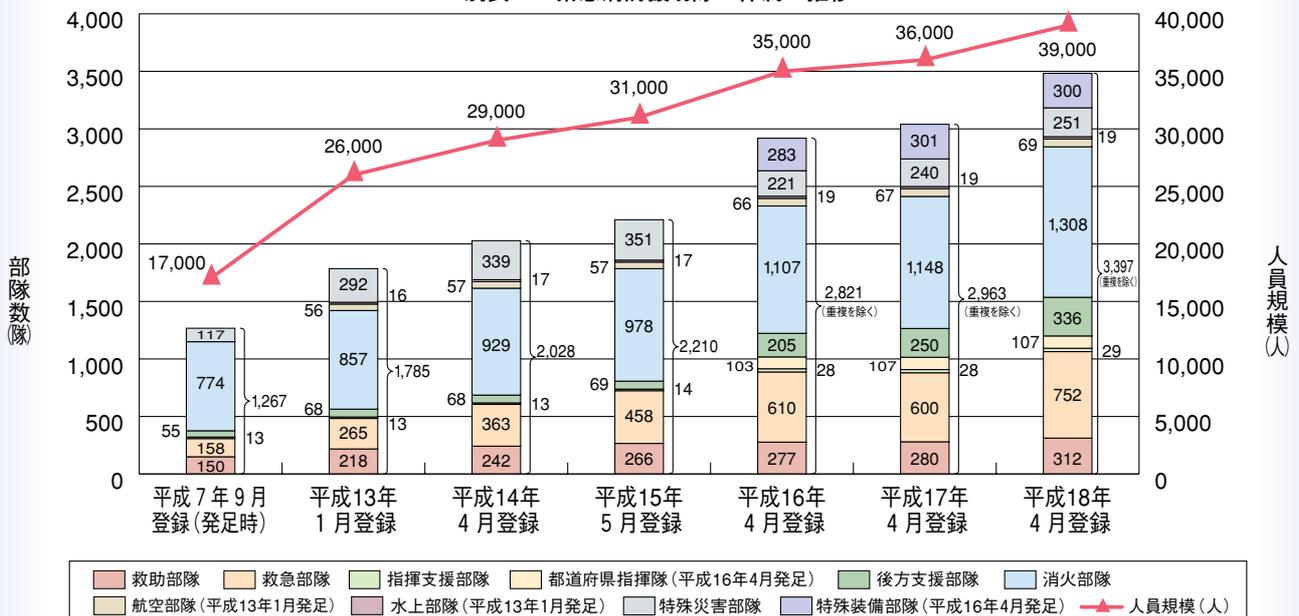
めて参りますので、各都道府県、各消防本部とも、更なる登録の推進をはじめ、引き続き御協力をお願いします。

別表1 緊急消防援助隊登録部隊数の増強

	平成17年度 (登録部隊数)	3,000隊規模 の目標隊数	4,000隊規模 の目標隊数
指揮支援部隊	29隊	30隊	30隊
都道府県隊			
● 指揮隊	107隊	100隊	100隊
● 消火部隊	1,148隊	1,200隊	1,600隊
● 救助部隊	280隊	300隊	400隊
● 救急部隊	600隊	600隊	900隊
● 後方支援部隊	250隊	400隊	560隊
● 航空部隊	67隊	70隊	70隊
● 水上部隊	19隊	20隊	20隊
● 特殊災害部隊	240隊 (重複あり)	240隊 (重複あり)	240隊 (重複あり)
● 特殊装備部隊	301隊	300隊	300隊
	2,963隊 (重複除く。)	おおむね 3,120隊程度 (重複除く。)	おおむね 4,120隊程度 (重複除く。)

平成20年度までに、おおむね4,000隊規模とすることを目標

別表2 緊急消防援助隊の体制の推移





別表3 平成18年度緊急消防援助隊登録状況

平成18年4月1日現在

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計	重複を除く計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特				
北海道	2	7	77	8	26	4	8	6	1	0	0	0	3	6	2	0	150	145
青森県	0	3	20	2	6	15	1	9	0	0	0	0	1	1	1	0	59	58
岩手県	0	2	15	4	10	4	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	39	37
宮城県	3	3	25	5	8	14	1	3	1	0	0	0	1	3	3	0	70	69
秋田県	0	2	17	4	12	3	2	5	0	0	0	0	0	2	1	0	48	46
山形県	0	2	17	3	10	6	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	43	43
福島県	0	2	25	7	12	6	3	3	0	0	0	0	0	4	1	0	63	60
茨城県	0	3	40	10	24	16	4	3	0	0	0	0	2	17	1	2	122	118
栃木県	0	2	20	5	13	12	2	0	0	0	2	0	0	2	1	0	59	59
群馬県	0	3	22	6	15	11	4	0	0	0	1	0	0	3	1	0	66	64
埼玉県	2	2	52	18	31	17	8	0	0	0	0	0	0	11	2	0	143	139
千葉県	2	2	50	11	29	14	5	6	1	0	0	0	0	10	2	2	134	134
東京都	2	2	97	10	30	25	2	6	2	2	4	3	2	18	7	4	216	216
神奈川県	4	2	64	17	35	17	10	8	3	5	0	2	6	11	4	2	190	185
新潟県	0	2	34	8	19	5	1	3	0	0	0	0	0	2	1	0	75	74
富山県	0	2	21	6	15	6	2	0	2	0	0	0	0	5	1	0	60	59
石川県	0	2	20	4	14	4	2	3	0	0	0	0	1	6	1	0	57	56
福井県	0	2	18	4	8	3	1	3	0	0	0	0	0	1	1	0	41	41
山梨県	0	2	8	5	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	25	24
長野県	0	3	33	9	20	5	4	0	0	0	2	0	0	10	1	0	87	86
岐阜県	0	2	28	6	17	1	2	0	0	0	0	0	0	3	2	0	61	59
静岡県	0	2	34	7	20	3	3	1	0	0	0	0	1	3	1	0	75	72
愛知県	2	2	58	18	31	7	12	3	3	0	0	2	1	14	3	1	157	147
三重県	0	2	21	5	11	5	1	3	0	0	2	0	0	5	1	0	56	55
滋賀県	0	2	14	5	14	6	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	48	47
京都府	2	2	22	7	14	7	2	0	1	1	0	1	2	5	2	0	68	65
大阪府	2	2	81	14	35	14	5	8	1	3	0	1	2	15	2	2	187	185
兵庫県	2	3	48	16	52	23	8	3	0	6	0	0	0	6	3	1	171	166
奈良県	0	2	12	3	8	1	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	33	31
和歌山県	0	2	24	7	12	4	3	0	0	0	0	0	0	3	1	0	56	53
鳥取県	0	2	7	4	4	3	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	24	21
島根県	0	2	12	4	9	1	1	0	0	0	0	0	0	4	1	0	34	33
岡山県	0	3	26	7	17	9	3	3	0	0	0	0	0	4	1	0	73	73
広島県	2	2	39	8	23	15	2	3	1	2	0	0	3	10	2	2	114	113
山口県	0	2	22	6	12	8	1	0	0	0	0	0	3	3	1	0	58	58
徳島県	0	3	11	3	6	2	1	3	0	0	0	0	0	1	1	0	31	30
香川県	0	2	14	3	7	3	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	34	34
愛媛県	0	2	17	4	12	2	2	3	0	0	0	0	0	3	1	1	47	45
高知県	0	2	10	2	7	2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	28	26
福岡県	4	2	31	10	20	4	3	2	1	0	0	0	2	6	3	2	90	90
佐賀県	0	2	9	2	6	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	22	21
長崎県	0	2	17	2	12	5	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	46	45
熊本県	0	2	21	8	18	8	4	0	0	0	2	0	1	4	1	0	69	67
大分県	0	2	16	3	9	1	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	36	36
宮崎県	0	2	11	4	11	5	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	38	36
鹿児島県	0	2	17	5	15	7	2	3	0	0	0	0	1	2	1	0	55	53
沖縄県	0	2	11	3	6	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	23
計	29	107	1,308	312	752	336	138	96	17	19	13	9	34	225	69	19	3,483	3,397



KANAGAWA



神奈川県 相模原市消防本部
消防長 青山 孝

「人口70万人、新生消防本部としてスタート」

平成の大合併として全国規模での市町村合併がすすめられ、全国3,200余の市町村数が、この3月31日には1,800余となる状況の中、相模原市と津久井町、相模湖町の1市2町が合併し、3月20日から新「相模原市」としてスタートしました。神奈川県下では、今回の平成の大合併としては、現在のところ唯一の合併です。この合併により、合併する2町と城山町、藤野町の4町で構成していた津久井郡広域行政組合は解散することとなり、組合が実施してきた消防業務等は、新「相模原市」が引き継ぐこととなりました。津久井郡広域行政組合消防本部は、相模原市消防本部に組織統合され、新「相模原市消防本部」が誕生し、市町村合併の日である3月20日から業務を開始しました。



橋本駅周辺の様子

旧相模原市は、神奈川県北部に位置し、地形は中央部を河岸段丘が縦貫しているのを除くと、ほとんどが平坦地であり、面積は90.4km²で神奈川県の面積の約26分の1を占め

ます。昭和29年11月20日に、全国で453番目、県下で10番目の市として誕生しました。昭和30年代になると、企業進出が活発となり、内陸工業都市としての活動が始まり、その後高度成長に伴い住宅建設が進み人口は急激に増加し、昭和62年8月には50万人、平成12年5月には60万人を突破し、現在では市制施行当時の約7.7倍、約62万9千人となり、また、平成15年4月には全国で31番目の中核市となりました。

新たに管轄区域となった津久井地域(旧津久井郡消防本部の管轄区域)は、神奈川県北西部県境に位置し、旧相模原市の西側に隣接しています(図1参照)。面積は、238.44km²でその約76パーセントが山林・原野です。また、このような地理的環境に加え、相模湖、津久井湖をはじめ5つの人造湖があり、総貯水量は3億2千万トン余りを誇り、県北の観光地及び県民の水源地としての機能を果たしています。

さて、城山町及び藤野町を含めた津久井地域と旧相模

図1 新「相模原市消防本部」の管轄区域

※城山町と藤野町は相模原市へ事務委託



※ 旧相模原市、旧津久井町、旧相模湖町は、平成18年3月20日合併新「相模原市」と藤野町は、平成19年3月11日合併予定
新「相模原市」と城山町は、平成19年3月11日の合併に向け協議中

市町名	人口(人)	面積(km ²)	人口密度	備考
旧相模原市	629,161	90.40	6,960	旧相模原市消防本部の管轄区域
城山町	23,161	19.90	1,164	
旧津久井町	28,631	122.04	235	旧津久井郡広域行政組合消防本部の管轄区域
旧相模湖町	10,358	31.59	328	
藤野町	10,765	64.91	166	

人口：平成18年1月1日現在

原市を管轄区域とする新たな相模原市消防本部が発足し、今後は、一体的に住民生活の安心・安全を確保する必要が生じてまいりました。特に、旧相模原市消防本部は、市域面積約90km²、人口約62万9千人に対し、旧津久井郡消防本部は、管轄面積約238km²、人口約7万3千人で、都市形態に大きな差異があり、平成16年中の災害現場平均到着時間をひとつの例に比較しても、火災は旧相模原市消防本部4分33秒、旧津久井郡消防本部10分23秒、救急は旧相模原市消防本部5分6秒、旧津久井郡消防本部8分11秒という状況にあります。

今後は、地域の特性、都市基盤の整備状況、都市構造の変化等消防行政に必要な要因を加味し、より効率的かつ効果的な消防体制を構築するため、新相模原市消防力整備計画を早期に策定し、消防行政を運営していくことが急務となっています。

今回の組織統合により管内人口が70万人余を有することとなり、合併の状況によっては、政令市が視野に入る規模の消防本部になりました。今後はそれに相応しい役割と責任を果たして行かなければなりません。新生消防本部としてのスタートを切ったばかりですので、今後諸課題の解決に向けて努力して行く所存ではありますが、以前に増してのご指導、ご鞭撻を宜しく申し上げます。

無事故を願い登山道の道標を修理

伊勢原市消防本部

伊勢原市消防本部は4月10日から14日の5日間、大山、日向に設置してある道標を修理しました。木製の道標は登山道の分岐点や休憩場所などの要所55カ所にあり、うち腐食などで傷んでいた43カ所で交換や修理を行いました。道標は、平成6年に30本、平成7年に25本を職員が山火事や登山客の突発的な不慮の事故等の発生に備えスムーズな通報の目標として設置したもので、修理は今回で2回目となります。番号が書かれた杭やスコップを担いで登り、事故等が起こらないよう祈りながら修理しました。



無事故を願って修理する職員

消防救急なんでも相談電話を開設

松本広域消防局

松本広域消防局は4月10日より、管内の住民が消防に関するあらゆる相談を身近に行える「消防救急なんでも相談電話」を開設しました。消防や救急に関する様々な問い合わせについては、消防局及び各署所で対応してきましたが、相談電話では、さらに気軽に相談ができるよう担当職員が24時間対応することになりました。開設以来、消火器の購入や取扱い方法、住宅用火災警報器等の設置方法、救急講習やAED(自動体外式除細動器)に関する問い合わせなどの相談が寄せられています。



24時間体制で相談にあたる職員

消防通信 望楼 ぼうろう

中国地方では初の「救急駐在所」を開設

美作市消防本部

美作市消防本部は4月から、管内の南北の過疎地2カ所に中国地方では初の試みとなる「救急駐在所」を開設し、運用を開始しました。これは、火災・救急救助の事案時に現場到着まで30分近くかかる遠隔地対策の一環として開設したものです。新設した英田救急駐在所及び梶並救急駐在所には、隔日ごとに救急隊一隊(3人)と救急車1台を派遣し、午前9時から午後5時まで救急業務を行っています。高齢化の波が押し寄せているなか、駐在地区の住民からは大きな期待が寄せられています。



期待が寄せられる救急隊

消防団員が集団で献血

高砂市消防団

高砂市消防団(田中利昭団長以下675名)は4月23日、高砂市消防本部訓練場で兵庫県姫路赤十字血液センターの協力のもと、団員70名分、約30ℓの献血を行いました。これは、近年の血液不足を憂慮し、消防団員として何か出来ないかと考えた結果、協力を思い立ったものです。血液センター職員の話によると、ショッピングセンター等で献血の協力をお願いしても、1日20名くらいしか献血者がいないとのことで大変喜んでもらいました。献血は今回で2回目となりますが、今後も継続して行く予定です。



献血する消防団員

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防 大学 校 だより



『幹部科発足①ーすべての消防本部の中核職員養成を目指してー』

本年4月13日、従前の「幹部研修科」と「本科」を統合・再編して、新たに「幹部科」がスタートしました。このほかにも、各学科、コースを大幅に見直すなど、消防大学創設以来の大改革となりました。（詳細は、次号以降で逐次紹介します。）

幹部科創設の背景は、間近に迫る消防職員の大量定年退職時期（いわゆる2007年問題）において、消防司令昇任者が年間3,000名以上となると見込まれることから、このうち将来消防署長以上に昇任すると期待される年間800名程度の中堅幹部に対し、消防大学幹部教育が必要と考えられるためです。

このため、当面「定員60名、年4回（年間定員240名）、教育期間2か月」で発足し、本年度後半からは、eラーニングによる事前教育と組み合わせ、消防大学校に

おける集合教育期間を短縮し、年間実施回数を増やして更なる定員増を目指しています。

この幹部科では、最新の消防行政動向、消防関係法制、組織運営について学ぶほか、大規模地震、集中豪雨災害発生及び大規模都市災害における緊急消防援助隊の応援・受援を中心とした指揮理論の学習や図上訓練をはじめとする多様な指揮訓練を行うことにより、消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、各消防本部の上級幹部にふさわしい人材を養成することとしています。

6月13日からは、第2期が実施されます。幹部科卒業生が、国民の消防に対する安心・安全の期待に応えるよう、消防大学校で学んだことを礎として、全国各本部で活躍されることを念願しています。



海上災害防止センターでの石油火災防ぎょ訓練



ディベートを取り入れた議論演習

台風に対する備え

防災課

毎年、8月から9月頃を中心に、日本には台風が接近し、各地にさまざまな被害をもたらされています。台風は平均で年約27個発生し、そのうち平均3個が日本に上陸しています。上陸する地域については、移動経路の特徴から太平洋沿岸地域がほとんどですが、気圧や前線の配置などの気象条件によっては、台風の活動が前線活動を刺激することに伴って被害が拡大する場合があります、注意が必要です。それぞれの地域におけるこれまでの台風接近の有無にこだわらず、接近してきたときに備えて、日頃からその対策を準備しておくことが大切です。

台風とは

熱帯地方の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼びますが、このうち北西太平洋や南シナ海で発達して、中心付近の最大風速が毎秒およそ17m（風力8）以上になったものを「台風」と呼びます。

台風は、暖かい海面から供給される水蒸気をもとに発生、発達していくもので、大きな空気の渦巻きとなり、中心に向かうほど強い風が時計回りと反対方向に吹いています。また、積乱雲が集まったものであるため、雨を広い範囲に長時間降らせることとなります。このように強風と大雨が台風の大きな特徴といえます。

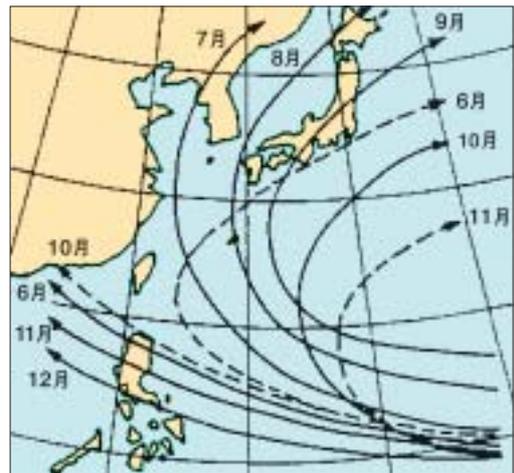
台風に対する注意点

強い風や大雨をもたらす台風によって起きる災害には、洪水、土砂災害、高潮、高波、突風などがあります。洪水は、主に大雨によって河川があふれ、堤防の決壊などにより水が沿岸地に流れ出て被害を与えるものです。また土砂災害は、大雨によって地盤が緩んだことにより、がけ崩れや地すべり、土石流などとなって現れます。高潮については、台風などによって海面が普段以上に大きく持ち上げられ、沿岸に押し寄せるものです。

こうした台風による被害を最小限にとどめるため、家庭においては、あらかじめ窓や雨戸の補強をする、非常用品を揃えておく、避難場所を確認しておくほか、接近時には常に台風に関する情報を確認することなどが大切です。また地域において、自治体や消防機関などと一体となった地域ぐるみの防災体制を整えておくことも重要です。例えば、地域住民の参加のもと、避難誘導や救出・救護など実践的な防災訓練を重ねることにより関係者の防災意識を喚起する、自力避難が困難な高齢者や障害者などの災害時要援護者に対する支援体制を整備しておくなどです。

特に、大規模な災害時には、防災関係機関のみでの初動体制が不十分となる場合が想定されるので、地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組むことが重要となるのです。

日頃からの防災知識の普及啓発はもとより、災害に備えたより実践的な情報収集及び伝達体制の確立、災害危険箇所に対する措置、避難体制の整備、実効性のある防災訓練の導入など、住民と防災関係機関が一体となって一層の防災体制の強化を事前に図り、台風に備えておくことが必要と言えるでしょう。



台風の月別の主な経路（資料提供：気象庁）
（実線は主な経路 破線はそれに準ずる経路）



平成17年7月台風14号による水害
宮崎県宮崎市（写真提供：宮崎市消防局）

4月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第 49号	平成18年4月 1日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設整備費補助金交付要綱の全部改正及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱の制定について(通知)
消防消第 51号 消防災第123号	平成18年4月 3日	各都道府県消防防災主管部長 各都道府県総務部長 各指定都市消防防災担当局長 各指定都市市政局長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災課長	平成18年度防災対策事業に係る事業計画の策定について
消防災第137号	平成18年4月 3日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	地震防災対策強化地域の指定について(通知)
消防災第138号	平成18年4月 3日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について(通知)
消防災第139号	平成18年4月 3日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定について(通知)
消防予第132号	平成18年4月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」等の施行について
消防予第138号	平成18年4月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	火災予防技術情報の送付について
消防国第 13号	平成18年4月 3日	各都道府県知事	消防庁国民保護・防災部長	「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について(通知)
消防危第 94号	平成18年4月 4日	関係道府県知事・各指定都市市長	消防庁長官	平成18年度「危険物安全週間」の実施について
消防総第193号 消防情第 95号	平成18年4月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長 消防庁防災情報室長	個人情報漏えい防止対策の徹底について
消防災第166号	平成18年4月13日	各都道府県知事	消防庁次長	地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について(通知)
消防災第162号	平成18年4月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	「原子力施設等における除染等視覚教材」の送付について
消防災第168号 府政防第300号	平成18年4月24日	関係都県知事	消防庁次長 内閣府政策統括官(防災担当)	首都直下地震の地震防災戦略における「地域目標」の策定について
消防危第106号	平成18年4月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について
消防応第 63号	平成18年4月28日	各都道府県知事	消防庁長官	平成18年度緊急消防援助隊登録部隊の通知について
消防予第158号	平成18年4月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」の一部改正について
消防消第 57号	平成18年4月28日	関係都道府県消防防災主管課長	消防庁消防・救急課長	「過疎地域自立促進重点事業」の対象となる消防防災施設等整備事業等について

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②住宅用火災警報器等の普及促進 ③災害時要援護者対策の推進	危険物保安室 予防課 防災課	①台風に対する備え ②住民自らによる災害への備え ③石油コンビナート災害の防止 ④電気器具の安全な取扱い	防災課 防災課 特殊災害室 予防課

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社